

# 指定証券金融会社の変更に伴う「業務規程施行規則」の一部改正について

平成 29 年 2 月 23 日  
株式会社名古屋証券取引所

## I. 改正趣旨

当取引所は、「業務規程施行規則」の一部改正を行い、平成 29 年 4 月 24 日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、当取引所の指定証券金融会社である中部証券金融株式会社が解散手続きを進めることに伴い、指定証券金融会社を日本証券金融株式会社に変更する対応を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

## II. 改正概要

### 1. 指定証券金融会社の変更

- 当取引所が指定する証券金融会社を日本証券金融株式会社に変更することとします。

### 2. その他

- 指定証券金融会社の変更に伴う制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定・取消し等は行いません。（変更日前日において、制度信用銘柄及び貸借銘柄に選定されている銘柄は、変更日以降も引き続き制度信用銘柄及び貸借銘柄となります。）
- 信用取引に係る規制措置等のガイドラインや信用取引残高の報告方法等に特段の変更はございません。

(備 考)

- 業務規程施行規則  
第 1 条の 2

## III. 施行日

- この改正規定は、平成 29 年 4 月 24 日から施行します。
- ただし、改正規定施行の日（以下「施行日」という。）に限り、日本証券金融株式会社及び中部証券金融株式会社の 2 社を指定証券金融会社とします。
- なお、取引参加者は、施行日において、当取引所の市場における有価証券の売買の決済のために中部証券金融株式会社から当取引所の決済機構を利用して金銭又は有価証券の貸付けを受けることはできないものとします。

以 上